

## 保育制度改革等に関する意見書

少子化の進む中、次世代育成支援に関する国と地方自治体の政策は、我が国の将来を方向づける最も重要な課題として関心を持たれ、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっています。

このような中、国は保育所最低基準を地方自治体に委ね、園児定数増等により待機児童の解消を可能にする方針を明らかにしました。

さらに、直接契約・直接補助方式の導入などを盛り込んだ保育制度改革を行い、幼稚園制度に一本化することによって、福祉としての保育制度を根本から変える検討を進めています。

このような制度になった場合、保育の地域間格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることが懸念されるため、保育制度改革の検討に際しては、国と地方自治体の責任において全国どの地域においても子ども達が健やかに育つための制度とすることが重要です。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

### 記

- 1 地方自治体が保育の質を落とすことなく保育所の運営・整備ができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 2 幼保一体化を含む保育制度改革に当たっては、拙速な結論は避け、慎重に審議し、自治体及び保育関係者からの意見を十分考慮し進めること。
- 3 子育てに関わる保護者負担を軽減し、仕事と子育ての両立が図られるよう、社会環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月28日

上田市議会議長 南 波 清 吾